

板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）第50条に規定にする廃棄物保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置に関する事務手続きについて、必要な事項を定める。

(書類の提出)

第2条 清掃事務所長（以下「所長」という。）は、大規模建築物（以下「建築物」という。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）に対し、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（以下「規則」という。）第30条第2項に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）に、次の書類を添付して提出させなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- (3) 建築物の案内図（地区の写しで可）及び配置図
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 廃棄物保管場所等の配置図（位置図）（前号の各階平面図で確認できる場合は、省略することができる。）及び敷地内運搬車通過道路図
- (6) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図（縮尺 50 分の 1）
- (7) 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図
- (8) 廃棄物保管場所等の容器数の算定書及び面積の算定書
- (9) その他、廃棄物保管場所等設置に関して必要と認める図面、文書等

(受付及び審査)

第3条 所長は、建設者から設置届が提出されたときは、大規模建築物等の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に係る受付簿兼処理簿（以下「受付簿兼処理簿」という。）（[別記第1号様式](#)）に記入する。この場合において、提出書類に不備又は記入もれ等があるときは、その理由を告げて建設者に返却し、再提出させなければならない。

- 2 所長は、提出された設置届について、条例第50条第2項に基づく規則第30条第3項に規定する保管場所等の設置基準（以下「設置基準」という。）により審査する。
- 3 受付簿兼処理簿は再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置台帳を兼ねる。

(受理)

第4条 所長は、設置基準に適合すると認める設置届についてこれを受理し、設置基準に適合しないと認めるものについては、理由を付して建設者に返却するとともに、期限を定めて改めて提出させなければならない。

- 2 所長は、設置届を受理したときは、当該設置届（正本、副本）に受領印を押印し、当該設置届（副本）を建設者に送付するものとする。

(建築物完成後の調査)

第5条 所長は、当該建築物の完成後において、設置届による保管場所等の設置状況を調査し、保管場所等が設置届の内容と相違すると認めるときは、建設者に対して必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(届出内容の変更)

第6条 所長は、建設者から設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じた旨の申し出があったときは、改めて設置届等を提出させなければならない。

（未届又は未設置の場合の指導）

第7条 所長は、建設者が設置届を提出していないとき又は廃棄物保管場所等を設置していないときは、設置届を提出し、又は廃棄物保管場所等を設置するよう指導するものとする。

（書類の保存）

第8条 設置届及び受付簿兼処理簿は、受理決定年月日順に保管し、当該建築物の完成後の調査終了後、3年間保存する。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に東京都大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する事務取扱要領（以下「都要領」という。）により東京都知事がした指導その他の行為（以下この項において「指導等の行為」という。）又はこの要領の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。

3 この要領の施行前に都要領の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要領の相当規定を適用する。

（残存用紙に関する経過措置）

4 この要領の施行前に都要領により作成された様式用の用紙で区長が認めるものは、現に残存するものについて、所要の修正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年3月7日から施行する。

（適用範囲）

2 板橋区大規模建築物等指導要綱第2条(1)、(2)、(3)に該当する建築物は、本要領に準じた取扱いを行う。

付 則

（施行期日）

この要領は、平成23年12月28日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

大規模建築物等の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に係る
受付簿兼処理簿（表）

事 案 番 号	分類コード	保存年限
板 第 号		年

処 理 区 分						決 裁 区 分					
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	打合会日程	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当	
申出書	受 理										
建 設 者	(名 称)				建 築 物	(名 称)					
	(所在地)					(所在地)					
事業地面積		m ²	述べ床面積		m ²	事業用途					
廃棄物保管場所面積			m ²	再利用対象物面積			m ²	粗大ごみ			m ²
(事前協議経過)											

処 理 区 分						決 裁 区 分				
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	打合会日程	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当
協議内容報告書	提 出									
(処理内容)										

処 理 区 分						決 裁 区 分					
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	打合会日程	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当	
設置届	受 理										
事業地面積		m ²	述べ床面積		m ²	事業用途					
建物構造 造 (地上 階 ・ 地下 階)											
廃棄物保管場所面積			m ²	再利用対象物面積			m ²	粗大ごみ			m ²
保管設備			収集形態			使用開始日					
(処理内容)										受領印	

大規模建築物等の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に係る
受 付 簿 兼 処 理 簿 (裏)

処 理 区 分						決 裁 区 分				
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	完了検査日	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当
完了検査	報告									
(備考)										